

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和8年 1月改訂（平成23年1月制定）
広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、平和記念公園噴水池設備点検調整業務に適用する。
- 2 施行箇所は、別紙位置図のとおりとする。
- 3 業務の施行対象、工種区分及び施行回数、別紙施行計画表のとおりとする。
- 4 業務の施行時期は、原則として別紙施行計画表に従うものとする。ただし、特別の事由又は本市の指示のある場合はこの限りではない。
- 5 業務を施行する時は、現場には現場責任者が常駐すること。
- 6 業務のうち、「点検調整」の内容は次の各号に掲げる作業の内、必要な作業を行うものとする。
 - (1) 動力設備の点検調整
 - ア ポンプ、モーター類の点検調整
 - (ア) 起動及び停止試験
 - (イ) 運転状況の点検
 - (ウ) 運転電流値の測定
 - (エ) 絶縁抵抗値の測定
 - (オ) 吐出圧力の測定
 - (カ) パッキンの漏水点検及び不良品交換
 - (キ) 回転部の点検及びグリスアップ
 - (ク) ボルト、ナット等の締付状況確認及び不良品交換
 - (ケ) 塗装の状況確認及びタッチアップ
 - イ バルブ類の点検調整
 - (ア) 電磁バルブの作動試験及び調整
 - (イ) 手動バルブの点検調整
 - (ウ) 漏水の点検及び補修
 - (エ) 塗装の状況確認及びタッチアップ
 - ウ 清掃
 - (ア) ストレーナーの分解清掃
 - (イ) ポンプ、モーター類露出部の清掃
 - (2) 制御設備の点検調整
 - ア タイムスイッチ等の点検調整
 - (ア) 作動試験
 - (イ) 時間設定
 - (ウ) プログラム調整
 - イ 各種スイッチ及びランプ等の点検
 - (ア) スイッチ及びランプの作動確認及び不良品交換
 - (イ) 配線及び結線の確認
 - ウ 清掃
 - (3) 電源設備の点検調整
 - ア 電圧及び電流の測定
 - イ 漏電遮断機の作動点検
 - ウ 配線及び結線の確認
 - エ 清掃
 - (4) 配電設備（マンホールを含む）の点検調整
 - ア ケーブルの絶縁抵抗値測定
 - イ 配線及び結線の確認

- ウ ケーブル被覆膜の点検及び不良か所補修
 - エ ケーブル表示標の点検及び不良品交換
 - オ 清掃
- (5) 照明設備の点検調整
- ア 照明機器の点検調整
 - (ア) 点灯試験及び不良品交換
 - (イ) 漏水の点検及び補修
 - (ウ) 塗装の状況確認及びタッチアップ
 - (エ) 投光角度、照射範囲、光軸等の調整
 - (オ) 清掃
 - イ 点灯制御回路の点検調整
 - (ア) タイムスイッチ等の作動試験及び時間設定
 - (イ) 制御プログラムの調整
 - (ウ) 各種スイッチ及びランプの作動確認及び不良品交換
 - (エ) 配線及び結線の確認
 - (オ) 清掃
- (6) 配管設備の点検調整
- ア 外被覆膜の点検及び不良か所補修
 - イ 漏水点検及び不良か所補修
 - ウ 電磁及び手動バルブの点検調整
 - (ア) 作動試験及び調整
 - (イ) 漏水の点検及び補修
 - エ ボルト、ナット等の締付状況確認及び不良品取替
 - オ ジェットノズルの点検調整
 - (ア) 詰まりの点検及び補修
 - (イ) 噴出高、方向等の調整及び不良か所補修
 - カ 配管表示標の点検及び不良品交換
 - キ 清掃
- (7) 消耗品の補充又は取替
- ア オイル
 - イ グリス
 - ウ パッキン
 - エ シーリング
 - オ その他
- (8) その他の関連設備の点検調整
- 7 業務のうち、「消毒液補充」の内容は次に掲げる作業を行うものとする。
上記「点検調整」の際、祈りの泉噴水池の機械室（地下）内に設置している消毒液タンクの残量状況（満タン時100ℓ）を確認し、必要に応じて次亜塩素酸ソーダを補充する。
- 8 業務施行の結果、設備及び施設に異常が認められる場合は、異常箇所を特定し速やかに本市まで報告すること。
- 9 清掃等によって生ずるごみ等は、周囲の景観に配慮して速やかに処分すること。
- 10 業務施行中は、公園利用者の安全に配慮すること。

【 位 置 図 】

